

# 公益社団法人東京都診療放射線技師会

## 表彰規程

### 第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会(以下、「この法人」という。)の行う表彰および叙勲及びその他の団体表彰候補者の推薦に関し必要な事項を規定する。

### 第2章 表彰

(表彰の種類)

第2条 この法人の正会員で、次の各号の1つに該当する者は、本規程により表彰することができる。

#### (1) 特別功労賞

この法人の発展に貢献し、その功績が顕著であった者のうち、次の各号に該当する者

- ア 30ヶ年以上放射線業務に精励し、かつ、会費、負担金等を引続き30ヶ年以上完納している者
- イ この法人の会長、副会長に就任または委員長等に10ヶ年以上就任し、会務に精励した者

#### (2) 功労賞

この法人の発展に貢献し、その功績が顕著であった者のうち、次の各号の1つに該当する者

- ア 20ヶ年以上放射線業務に精励し、かつ、会費、負担金等を引続き15ヶ年以上完納している者
- イ この法人の委員長等に5ヶ年以上就任、または委員等に15ヶ年以上就任し、会務に精励した者

#### (3) 医療功労賞及び善行賞

医療保健衛生並びに社会福祉事業等に献身精励し、次の各号の1つに該当する者

- ア 身体障害者福祉法、農山村漁村振興会、離島振興会、その他きわめて困難な条件のもとで、10ヶ年以上の多年にわたり業務に精励し顕著な功労のあった者
- イ 人命救助など、他の模範となる善行のあった者

#### (4) 奨励賞

放射線技術に関する研究、発明及び考案等を行ない次の各号の1つに該当する者

- ア この法人の助成をうけて研究を行い、その業績の著しい者
- イ 特許法に基づく発明又は考案を行い、その業績の著しい者
- ウ 学術的な研究発表を行い、その発表が優れている者。これを学術奨励賞とする
- エ 前号の内、発表者が診療放射線技師の資格取得後5ヶ年未満の者。これを新人奨励賞とする

#### (5) 小野賞

この法人の活動、地域医療に多年にわたり功労があり、各委員会より推薦された次の各号に該当する者とし、推薦は委員会から原則1名とする。

- ア 10ヶ年以上放射線業務に精励し、かつ、会費、負担金等を引き続き10ヶ年以上完納している者

- イ この法人の委員等に引き続き5ヶ年以上就任し、会務に貢献した者
- 2 前項のほか、理事会が必要と認めた個人及び団体

(表彰の選考)

第3条 表彰者の選考は、理事会の承認を得て決定する。

(表彰)

第4条 表彰は定期総会において行う。

- 2 前項のほか特別必要のある場合は、その都度行うことができる。
- 3 第2条を満足し、物故者となった者については、前項により表彰することができる。
- 4 表彰は表彰状を授与して行うものとする。
- 5 前項の表彰状に副賞を添えることができる。

### 第3章 叙勲及び各種団体表彰

(叙勲の対象)

第5条 叙勲申請の候補者は次の各号に該当する者とする。

- (1) この法人の正会員で、放射線業務に35ヶ年以上従事し、引続き20ヶ年以上会費を完納した者であつて、かつ、この法人の名誉を毀損する等の行為がない者
- (2) この法人の発展に顕著な功績のあつた者で、前号に該当する者
- (3) 放射線技術の向上発展に寄与する研究、発明、考案および発見を行った者で第1号に該当する者
- (4) きわめて困難な条件のもとで放射線業務に従事し、保健衛生向上に寄与した者で、第1号に該当する者

(各種団体表彰候補者の推薦)

第6条 各種団体表彰候補者の推薦は次の各号に該当する者とする。

- (1) 病院、研究所等の施設において放射線業務に精励し、人格高潔な者であつて、かつ、この法人の名誉を毀損する行為がない者
- (2) この法人の正会員であり、引き続き10ヶ年以上在籍し会費を完納した者であること
- (3) 当該団体の表彰規程等に該当する者であること

### 第4章 表彰委員会

(推薦の選考)

第7条 叙勲及び各種団体表彰等の推薦の選考を行うため、表彰委員会をおく。

(表彰委員の選出)

第8条 表彰委員会は会長の指名にて委員を選定し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 表彰委員長は、委員の互選で決める。
- 3 表彰委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定期総会の終結の

時までとする。

(候補者の審査)

- 第9条 第5条及び第6条の申請候補者は、前条に定める委員会が審査し、本人の同意を得る。
- 2 委員会の指名を受けた候補者は、所定の書式に従い申請に要する書類を作成し、速やかに委員会に提出しなければならない。
  - 3 この規程による推薦者は、所定の申請書類に会長の推薦を添付するものとする。
  - 4 委員会より指名を受けた者であっても、申請の候補者を辞退することができる。この場合は、速やかに理由を付した辞退届を委員会に提出するものとする。

(改 廃)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年5月26日改正、施行する。
- 3 この規程は、平成26年12月6日改正、施行する。
- 4 この規程は、平成29年6月18日改正、施行する。